（登記識別情報の通知）

第七条　登記官は、第四条又は第五条の規定による申請に基づきこれらの規定による登記を完了したときは、速やかに、当該登記に係る登記権利者のために登記識別情報を機構に通知しなければならない。

２　前項の規定により登記識別情報の通知を受けた機構は、遅滞なく、これを同項の登記権利者に通知しなければならない。

（法務省令への委任）

第八条　この政令に定めるもののほか、この政令に規定する登記についての登記簿及び登記記録の記録方法その他の登記の事務に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附　則

（施行期日）

１　この政令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令の廃止）

２　農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和五十五年政令第二百八十八号）は、廃止する。

法務大臣　齋藤　健
内閣総理大臣　岸田　文雄

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十六号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の三に次の四号を加える。

五十七　アニリン

五十八　ペルフルオロオクタン酸（別名ＰＦＯＡ）及びその塩

五十九　ペルフルオロ（オクタン―一―スルホン酸）（別名ＰＦＯＳ）及びその塩

六十　直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

附　則

この政令は、令和五年二月一日から施行する。

環境大臣　西村　明宏
内閣総理大臣　岸田　文雄

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十二月二十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百九十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第五項及び第六項並びに第六条第二項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「３の項及び４の項」を「２の項、４の項、５の項及び７の項」に、「ロの(1)及び(3)」に改め、同条第三号中「(8)の２の項」を「(8)、(9)の２の項」に、「(9)の１の項、(10)の３の項、(13)の２の項、(15)の２の項、(16)、(20)の１の項、(21)の１の項、(25)、(31)、(32)、(33)の１の項、(41)の６の項」を「(10)の１の項、(11)の３の項、(14)の２の項、(16)の２の項、(17)の２の項及び４の項、(21)の１の項、(22)の１の項、(26)、(32)、(33)、(34)の１の項、(42)の６の項」に、「(44)の１の項及び３の項、(47)、(48)、(51)の２の項、(55)並びに(56)の２の項」を「(45)の２の項及び４の項、(48)、(49)、(52)の２の項、(56)並びに(57)の２の項」に改める。

別表第一の表二の第一の四のロの(1)中33の項を34の項とし、32の項を33の項とし、31の項の次に次の一項を加える。

32	*Onychodactylus pyrrhonotus*（ホムラハコネサンショウウオ）

別表第一の表二の第一の六のイの(4)中５の項を10の項とし、４の項を７の項とし、同項の次に次の二項を加える。

8	*Graphoderus adamsi*（マルガタゲンゴロウ）
9	*Hydaticus pacificus conspersus*（オオイチモンジシマゲンゴロウ）

別表第一の表二の第一の六のイの(4)中３の項を４の項とし、同項の次に次の二項を加える。

5	*Cybister rugosus*（ヒメフチトリゲンゴロウ）
6	*Dytiscus marginalis czerskii*（エゾゲンゴロウモドキ）

別表第一の表二の第一の六のイの(4)中２の項を３の項とし、１の項の次に次の一項を加える。

2	*Cybister chinensis*（ゲンゴロウ）

別表第一の表二の第一の六のイの(4)に次の一項を加える。

11	*Prodaticus vittatus*（オキナワスジゲンゴロウ）

別表第一の表二の第一の六のロ中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

	(3)　こばんむし科
1	*Hyocoris cimicoides exclamationis*（コバンムシ）

別表第一の表二の第一の六のニの(3)中３の項を４の項とし、２の項を３の項とし、１の項を２の項とし、同表の第一の六のニの(3)に１の項として次の一項を加える。

1	*Melitaea ambigua niphona*（コヒョウモンモドキ）